

# 障害基礎年金の再認定（障害別） の状況

障害基礎年金の再認定の状況（平成25年度 精神・知的障害）

都道府県名	①障害状態確認届送付件数	②改定なし	③増額改定	④減額改定	⑤支給停止
北海道	5,761	5,578	98	22	63
青森	1,507	1,398	71	28	10
岩手	1,190	1,057	97	31	5
宮城	1,874	1,826	31	14	3
秋田	1,135	1,041	60	20	14
山形	980	951	15	7	7
福島	2,165	2,034	61	49	21
茨城	1,966	1,794	18	73	81
栃木	1,573	1,484	53	30	6
群馬	1,242	1,155	25	36	26
埼玉	8,293	7,948	52	30	263
新潟	1,342	1,253	58	20	11
長野	3,035	2,856	148	17	14
千葉	7,295	6,482	204	345	264
東京	9,833	9,079	116	325	313
神奈川	4,897	4,330	168	282	117
山梨	951	901	14	27	9
富山	940	910	18	4	8
石川	1,715	1,678	13	8	16
岐阜	1,198	1,098	55	28	17
静岡	2,389	2,230	59	29	71
愛知	3,908	3,792	20	20	76
三重	1,020	977	26	8	9
福井	599	565	19	9	6
滋賀	729	694	5	4	26
京都	2,462	2,394	9	47	12
大阪	3,495	3,219	49	39	188
兵庫	5,279	4,556	178	95	450
奈良	2,154	2,063	35	28	28
和歌山	1,178	1,111	49	8	10
鳥取	821	785	11	5	20
島根	916	884	22	5	5
岡山	1,204	962	83	64	95
広島	2,951	2,759	58	26	108
山口	1,096	1,046	19	10	21
徳島	295	231	24	30	10
香川	775	720	26	12	17
愛媛	1,186	1,154	9	13	10
高知	1,683	1,651	23	1	8
福岡	4,449	4,244	87	45	73
佐賀	868	806	23	15	24
長崎	1,773	1,703	50	13	7
熊本	2,531	2,443	37	38	13
大分	1,539	1,484	10	19	26
宮崎	1,185	1,101	67	14	3
鹿児島	1,401	1,345	29	4	23
沖縄	2,250	2,094	71	42	43
合計	109,028	101,866	2,473	2,039	2,650

(注1) ①は新法障害基礎年金の受給権者のうち、都道府県の事務センターにおいて平成25年度に障害状態の確認が必要となり、障害状態確認届を送付したもののうち、精神・知的障害にかかる件数。

(注2) ③の増額改定とは、障害等級を2級から1級に変更したことに伴う支給額の改定をいう。

(注3) ④の減額改定とは、障害等級を1級から2級に変更したことに伴う支給額の改定をいう。

(注4) ⑤の支給停止とは、障害等級を1級又は2級から非該当に変更したことに伴う支給停止をいう。

(注5) ③から⑤の件数は、①の障害状態確認届の送付から1年以内に増額改定、減額改定又は支給停止となった件数であり、障害状態確認届による変更以外に、額改定請求に伴う増額改定や障害不該当届による支給停止が含まれる。

(注6) ②の改定なしの件数は、①の障害状態確認届の送付から1年以内に③から⑤のいずれの変更も行われていない件数。

障害基礎年金の再認定の状況（平成25年度 精神・知的障害以外の傷病）

都道府県名	①障害状態確認届送付件数	②改定なし	③増額改定	④減額改定	⑤支給停止
北海道	2,171	2,035	48	35	53
青森	910	845	26	9	30
岩手	189	164	4	3	18
宮城	1,596	1,478	79	13	26
秋田	349	321	15	4	9
山形	465	388	28	6	43
福島	1,055	986	38	10	21
茨城	683	622	16	7	38
栃木	946	849	62	12	23
群馬	1,026	951	27	18	30
埼玉	1,959	1,704	96	41	118
新潟	873	736	44	18	75
長野	442	405	16	3	18
千葉	2,885	2,620	95	51	119
東京	3,131	2,717	138	110	166
神奈川	1,510	1,231	65	35	179
山梨	427	387	16	11	13
富山	180	155	17	1	7
石川	521	452	30	4	35
岐阜	867	795	40	11	21
静岡	1,721	1,544	81	41	55
愛知	1,903	1,784	42	16	61
三重	306	281	6	5	14
福井	276	251	15	2	8
滋賀	664	616	17	11	20
京都	2,237	2,172	41	8	16
大阪	2,720	2,367	60	58	235
兵庫	2,332	1,972	125	57	178
奈良	723	641	18	27	37
和歌山	916	860	26	12	18
鳥取	144	130	6	1	7
島根	354	337	13	1	3
岡山	793	650	60	15	68
広島	873	767	45	18	43
山口	484	384	27	47	26
徳島	366	339	5	3	19
香川	426	370	18	7	31
愛媛	901	843	30	11	17
高知	727	666	23	12	26
福岡	2,702	2,529	68	45	60
佐賀	379	345	14	7	13
長崎	1,558	1,445	47	19	47
熊本	455	413	29	5	8
大分	948	903	16	8	21
宮崎	482	417	28	13	24
鹿児島	1,083	1,000	38	9	36
沖縄	1,253	1,109	39	21	84
合計	49,911	44,976	1,837	881	2,217

(注1) ①は新法障害基礎年金の受給権者のうち、都道府県の事務センターにおいて平成25年度に障害状態の確認が必要となり、障害状態確認届を送付したもののうち、精神・知的障害以外の傷病にかかる件数。

(注2) ③の増額改定とは、障害等級を2級から1級に変更したことに伴う支給額の改定をいう。

(注3) ④の減額改定とは、障害等級を1級から2級に変更したことに伴う支給額の改定をいう。

(注4) ⑤の支給停止とは、障害等級を1級又は2級から非該当に変更したことに伴う支給停止をいう。

(注5) ③から⑤の件数は、①の障害状態確認届の送付から1年以内に増額改定、減額改定又は支給停止となった件数であり、障害状態確認届による変更以外に、額改定請求に伴う増額改定や障害不該当届による支給停止が含まれる。

(注6) ②の改定なしの件数は、①の障害状態確認届の送付から1年以内に③から⑤のいずれの変更も行われていない件数。

## 障害基礎年金の再認定の状況（平成25年度、全障害）

都道府県名	①障害状態 確認届 送付件数	②改定なし	③増額改定	④減額改定	⑤支給停止
北海道	7,932	7,613	146	57	116
青森	2,417	2,243	97	37	40
岩手	1,379	1,221	101	34	23
宮城	3,470	3,304	110	27	29
秋田	1,484	1,362	75	24	23
山形	1,445	1,339	43	13	50
福島	3,220	3,020	99	59	42
茨城	2,649	2,416	34	80	119
栃木	2,519	2,333	115	42	29
群馬	2,268	2,106	52	54	56
埼玉	10,252	9,652	148	71	381
新潟	2,215	1,989	102	38	86
長野	3,477	3,261	164	20	32
千葉	10,180	9,102	299	396	383
東京	12,964	11,796	254	435	479
神奈川	6,407	5,561	233	317	296
山梨	1,378	1,288	30	38	22
富山	1,120	1,065	35	5	15
石川	2,236	2,130	43	12	51
岐阜	2,065	1,893	95	39	38
静岡	4,110	3,774	140	70	126
愛知	5,811	5,576	62	36	137
三重	1,326	1,258	32	13	23
福井	875	816	34	11	14
滋賀	1,393	1,310	22	15	46
京都	4,699	4,566	50	55	28
大阪	6,215	5,586	109	97	423
兵庫	7,611	6,528	303	152	628
奈良	2,877	2,704	53	55	65
和歌山	2,094	1,971	75	20	28
鳥取	965	915	17	6	27
島根	1,270	1,221	35	6	8
岡山	1,997	1,612	143	79	163
広島	3,824	3,526	103	44	151
山口	1,580	1,430	46	57	47
徳島	661	570	29	33	29
香川	1,201	1,090	44	19	48
愛媛	2,087	1,997	39	24	27
高知	2,410	2,317	46	13	34
福岡	7,151	6,773	155	90	133
佐賀	1,247	1,151	37	22	37
長崎	3,331	3,148	97	32	54
熊本	2,986	2,856	66	43	21
大分	2,487	2,387	26	27	47
宮崎	1,667	1,518	95	27	27
鹿児島	2,484	2,345	67	13	59
沖縄	3,503	3,203	110	63	127
合計	158,939	146,842	4,310	2,920	4,867

(注1) ①は新法障害基礎年金の受給権者のうち、都道府県の事務センターにおいて平成25年度に障害状態の確認が必要となり、障害状態確認届を送付した件数。

(注2) ③の増額改定とは、障害等級を2級から1級に変更したことに伴う支給額の改定をいう。

(注3) ④の減額改定とは、障害等級を1級から2級に変更したことに伴う支給額の改定をいう。

(注4) ⑤の支給停止とは、障害等級を1級又は2級から非該当に変更したことに伴う支給停止をいう。

(注5) ③から⑤の件数は、①の障害状態確認届の送付から1年以内に増額改定、減額改定又は支給停止となった件数であり、障害状態確認届による変更以外に、額改定請求に伴う増額改定や障害不該当届による支給停止が含まれる。

(注6) ②の改定なしの件数は、①の障害状態確認届の送付から1年以内に③から⑤のいずれの変更も行われていない件数。